

大連事務所だより

公益社団法人宮城県国際経済振興協会
大連事務所
116001 遼寧省大連市中山区人民路 15 号
国際金融大厦 13 層 C

No. 33 平成 30 年 1 月 31 日 発行

問合わせ先

目次	主な事業内容	1
	事務所トピックス	1
	中国現地情報	3

TEL : 86-411-8250-7426
FAX : 86-411-8250-7439
E-mail : gb-dalian@miyagi-dalian.com
URL : http://miyagi-dalian.com

主な事業内容

2017（平成29）年10月から12月まで実施した主な事業を紹介します。

=10月=

- ・訪日教育旅行セミナー参加（杭州）
- ・第3回日本商品大連地区巡回展参加（大連）

=11月=

- ・JAL大連就航20周年記念式典参加（大連）
- ・地方自治体等観光プロモーション参加（青島）
- ・「東京・北海道・東北広域連携観光セミナー・商談会」参加（上海・北京）
- ・日本大使館主催 天皇誕生日祝賀レセプション参加（北京）

=12月=

- ・在瀋陽総領事館主催等 天皇誕生日祝賀レセプション参加（瀋陽・大連）
- ・訪日旅行セミナー参加（瀋陽）

また、次のような活動を行いました。

- 中国現地企業や関係機関等の訪問、来所対応
- 県内企業・団体のニーズ調査や情報収集提供
- 中国との交流促進のための資料翻訳や内容確認などの支援
- 労務関係などに関するセミナーへの参加

大連事務所では
「微博」で観光
情報を配信中！



事務所トピックス

事業内容からトピックを4つ紹介します。

トピック1

浙江省の教育機関に宮城を紹介

10月25日（水）に日本政府観光局（JNTO）主催の「訪日教育旅行セミナー」が杭州市で開催されました。

このセミナーは浙江省にある小・中・高校の先生方に日本への教育旅行の魅力を紹介するもので、訪日教育旅行に取り組んでいる先進校の事例紹介のほか、日本の各都道府県が対面式に地域の観光資源を紹介する時間も設けられました。宮城県からは大連事務所のほか「みやぎ教育旅行等コーディネート支援センター」も参加し、教育旅行の目的地としての宮城をPRしました。



浙江省の学校に宮城を紹介

現在、中国では日本の修学旅行のように学校単位で教育旅行を実施するところも増えています。未来を担う子どもたちに日本を訪れてもらい、日本への理解を深めてもらうことは、今後の両国の関係のためにも重要なことと考えます。

より多くの教育機関に、旅行先として宮城県を選んでいただけるよう、今後も積極的にPRしていきます。

トピック2

第3回日本商品大連地区巡回展に出展

10月27日（金）から30日（月）まで「日本商品大連地区巡回展」が大連市のオリンピック広場を会場に開催されました。

このイベントは大連市中日経済合作交流協会が主催するもので、日中の企業が経済協力・交流する機会の一つとなっています。期間中には、大連留学生団体による「MA-TSU-RI」も同時開催され、多くの来場者が訪れる楽しいイベントとなっています。

大連事務所としては初めての出展となりましたが、ブースで県の観光PRを行ったほか、県内企業が大連の水耕栽培施設で生産している野菜の試食・販売なども行いました。



多くの来場者でにぎわう会場

トピック3

上海・北京で観光客を誘致

11月6日（月）から10日（金）まで、上海と北京で「東京・北海道・東北広域連携観光セミナー・商談会」が開催されました。

このセミナー・商談会は、中国の旅行会社を対象としたもので、訪日旅行の目的地として人気があり新幹線を利用しての移動が可能となる東京・北海道と、東北地方が一体となって広域の観光ルートを紹介するものです。上海では昨年に引き続き、北京では今年が初めての開催となりました。

セミナーでは各地域の観光名所について紹介しました。商談会では日本側の観光事業者が中国の旅行会社と個別に商談を行いました。

宮城県の商談コーナーでは、県内の主な観光地までのアクセスや各地で体験できるメニューに関する事など、具体的な質問が旅行会社から寄せられました。



商談会での宮城県コーナー

セミナーの翌日は、日本側の観光事業者による中国の旅行会社へのセールスコールも実施されました。

こうした取り組みを継続することにより、東北地方への旅行商品が数多く作られることが期待されています。



上海と北京の旅行社を訪問

トピック4

「天皇誕生日祝賀レセプション」に参加

11月16日（木）到北京の日本大使館において「天皇誕生日祝賀レセプション」が開催されました。

毎年開催されているこのイベントは、大使館主催ということで、北京の日本企業や中国政府の関係者だけではなく各国大使も招待される、国際色豊かなものとなっていて、宮城を世界に発信する絶好の機会となっています。

大連事務所では、県が観光PRを委託している北京サポートデスクの和田所長と協力し、招待客の方々に宮城の魅力を紹介しました。



北京サポートデスクの和田所長とともにPR



出展者の皆さんとの記念撮影

12月には瀋陽の総領事館、大連の領事事務所でも天皇誕生日の祝賀レセプションが開催され、大連事務所も参加して宮城県のプロモーションを行いました。



大連領事事務所の丸山所長と一緒に

中国現地情報

「不正競争防止法」の改正

2017（平成29）年11月に「中華人民共和国反不正当竞争法（不正競争防止法）」が改正され、2018年1月から施行されています。

改正法では不正行為の種類について、①混同行為（無断で類似した名称等を使用することなど）、②商業賄賂行為、③虚偽宣伝行為、④営業秘密侵害行為、⑤景品付き販売行為（景品・賞金の情報が不明確・5万元を超える場合など）、⑥業務信用棄損行為、⑦インターネット上の不正競争行為の7種類に分かれています。

それぞれの行為について禁止される具体的な内容が規定され、また罰則についても規定されました。

罰則の具体的なものは、10万元から300万元まで、あるいは違法経営額の5倍の金額といった罰金を科せられるものが中心ですが、重大な違反な場合は営業許可の取り消し処分となることもあります。

この法律では、特に「商業賄賂行為」において、事業者の従業員が賄賂を行った場合も事業者の行為として認定されるということが明確に規定されています。

例外として、従業員の行為と事業者の取引機会の優位を図ることが無関係であることを事業者が立証できた場合は、従業員の商業賄賂行為を事業者の行為とみなさないものとなっていますが、立証はなかなか難しいだろうというのが専門家の見解となっています。

中国には各地に数多くの日系企業が設立されており、大連にも宮城県から複数の企業が進出しています。不正競争防止法の改正施行に伴い、今後ますます企業内部の管理体制強化が求められる状況となっています。

編集後記

今日タクシーに乗った際に運転手さんから「そういえばもうすぐ五九も終わるね」と言われてびっくりしました。

中国では、冬至から9日間を一つの期間として数える「数九」の風習があります。「一九、二九は手を出さない。」「三九、四九は凍った水面の上を歩かない。」と始まり、「五九、六九は柳が芽を出す。」と続きます。その後は「七九、八九は大雁が戻る。」「九九、農耕が始まる。」となります。

最近ようやく冬の寒さを感じられるようになったと思ったら、もう柳が芽吹く季節だったなんて本当に驚きました。地球の温暖化が確実に進んでいることを感じました。
(FH)